

よくあるお問い合わせ

Q 1. パートから正社員登用された場合、パートとしての勤務期間も勤続年数に加算されますか？

A. パート従業員も表彰対象のため、パート期間も勤続年数に加算してください。

Q 2. 令和2年度以前に永年勤続表彰や企業貢献技術者等表彰を受賞しましたが、表彰対象となりますか？

A. 表彰対象となります。令和2年度以前の永年勤続表彰（10年、20年、30年）及び企業貢献技術者等表彰と本表彰は別の表彰となるため、表彰対象となります。ただし、令和4年度以降に、本表彰（優良従業員表彰）を受賞したことがある場合は、対象外（重複受賞不可）です。

Q 3. 取締役ではない「執行役員」は、表彰対象となりますか？

A. 会社法・商業登記法で定められた「役員」とは、取締役・監査役・会計参与であり、「執行役員」は社内外での敬称でしかなく、会社法・商業登記法では「従業員」の扱いになります。優良従業員従業員表彰の対象外とされている「役員」とは、「会社法・商業登記法で定められた役員（登記簿に記載されている役員）で、役員報酬をもらっている者」となるため、従業員の扱いである執行役員は、表彰対象に入ります。

Q 4. 役員だった期間が一定期間あり、現在は従業員である場合、勤続年数の加算の仕方はどうなりますか？

A. 全体の勤続年数から役員であった期間を除いて計算してください。

例) 勤続年数30年であり、途中に役員であった期間が5年ある場合、従業員としての勤続年数は25年となり、勤続年数が20年以上となるため、表彰対象となります。

Q 5. 吸収合併などにより、勤務先の名称や所在地が変更になった場合、変更前の勤続年数も加算できますか？

A. 社名、所在地が変更になっても、同一の仕事をしているのであれば、変更前の勤務年数も加算できます。

例) A社で8年勤務後、A社がB社に吸収合併されたため継続してB社の社員として12年勤務した場合、勤続年数はA社での8年にB社での12年を加算した20年となり表彰対象となります。

Q 6. 本社所在地が前橋市内であり、実際の勤務地（支店・営業所等）が前橋市外の場合は、表彰対象になりますか？

A. 市外の勤務地（支店・営業所等）の規模が小さく採用等の権限をもたず、前橋市内にある本社が採用権限を持つ場合は、勤務地が前橋市外でも表彰対象となります。その場合は、推薦書の勤務地は前橋市内の本社住所としてください。反対に、本社所在地が市外の場合、前橋市内にある支店や営業所が、ある程度独立した権限や採用権限を持つ場合は、表彰対象となります。

Q 7. 経営者の甥または姪が従業員として働いている場合、表彰の対象となりますか？

A. 経営者からみて甥または姪の場合、その父母である経営者の兄弟が同事業所において役員になっていなければ、表彰の対象となります。（役員の子どもは表彰対象外となるためです。）

Q 8. 育児休暇や休業の場合、勤続期間に含まれますか？

A. 含まれます。本表彰において、「勤続」とは、同一事業所に「在職」しているという考え方であるため、育児休暇等であっても勤続期間とします。